女性に対する暴力根絶の

ためのシンボルマーク

第４次ぐんまＤＶ対策推進計画（案）

～暴力のない社会の実現を目指して～

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画

（平成３１～３５年度）

平成３１年３月

群　　馬　　県

※知事挨拶掲載予定

１　基本的な考え方――――――――――――――――――――――――――――――――――――――　１
（１）計画の趣旨・・・　１
（２）計画の位置づけ・・　１
（３）計画の対象・・　１
（４）計画の期間・・　１
（５）推進体制・・・　２
（６）計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　群馬県におけるＤＶの現状――――――――――――――――――――――――――――――　３
（１）配偶者等からの暴力被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）交際相手からの暴力被害（いわゆるデートＤＶ）の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（３）女性相談所及び女性相談センターの対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（４）市町村配偶者暴力相談支援センターの対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（５）警察におけるＤＶへの対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（６）保護命令支援件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

３　「第３次計画」の評価――――――――――――――――――――――――――――――――　９

４　計画の内容――――――――――――――――――――――――――――――――――――　１１
（１）基本理念・・　１１
（２）基本目標・・　１１
（３）数値目標・・　１２
（４）重点施策・・　１２
（５）施策体系・・　１４
（６）基本目標と施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
基本目標　Ⅰ　暴力を許さない社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
施策目標１　学校等におけるお互いを大切にする社会を目指した人権教育の推進・・・・・　１６
施策目標２　若年者に対する予防啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
施策目標３　配偶者等からの暴力に関する理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
施策目標４　配偶者等からの暴力に関する調査研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

基本目標　Ⅱ　信頼できる相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
施策目標１　相談体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
施策目標２　相談担当者等への研修体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
施策目標３　発見・通報体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
施策目標４　多様な相談への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

基本目標 Ⅲ　安心・安全な保護環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
施策目標１　保護機能の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
施策目標２　同伴する子どもに対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
施策目標３　適切かつ迅速な苦情処理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

基本目標 Ⅳ　自立支援の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
施策目標１　住居の確保に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
施策目標２　就業・福祉に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
施策目標３　法的手続等に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
施策目標４　被害者の心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
施策目標５　被害者等の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
施策目標６　被害者の子どもに対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
施策目標７　民間団体と連携した自立支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

基本目標 Ⅴ　被害者支援ネットワークの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
施策目標１　役割分担の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
施策目標２　推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
施策目標３　市町村推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
施策目標４　民間団体との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
施策目標５　地域住民との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
施策目標６　広域連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

１ 基本的な考え方

（１）計画の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の原因としては、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、個人の問題として片付けられないような社会的・構造的問題も大きく関係しています。

配偶者等からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

こうした中で、本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「ＤＶ防止法」という。）」等の規定に基づき、平成１８年に「ぐんまＤＶ対策基本計画」を策定し、平成２６年に改訂した「ぐんまＤＶ対策推進計画（以下、「第３次計画」という。）」に基づき、配偶者等からの暴力の根絶に向けて施策を推進してきました。この「第３次計画」の計画期間が平成３０年度をもって終了することから、本県におけるＤＶの実情を踏まえて、新たに「第４次ぐんまＤＶ対策推進計画」を策定するものです。

（２）計画の位置づけ

①「ＤＶ防止法」第２条の３の規定により都道府県が策定する基本計画です。

②「群馬県男女共同参画推進条例」第４章（性別による差別的取扱いの禁止等）の推進及び「第３次群馬県男女共同参画基本計画」の基本目標５（女性等に対するあらゆる暴力の根絶）を達成するため、本県の取組を推進する計画です。

③「第１５次群馬県総合計画」の基本目標Ⅱの施策６－３（犯罪・交通事故の防止）及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の基本目標Ⅰ－４（配偶者からの暴力を許さない社会の実現）を達成するための計画

④国の基本方針及びこの計画の趣旨を踏まえ、市町村、関係機関等においても、県とともに「暴力のない社会の実現」を目指し、積極的な取組を期待するための計画です。

（３）計画の対象

この計画は、「ＤＶ防止法」に基づく配偶者等からの暴力を対象としますが、実施にあたっては、配偶者等からの暴力に限定せず、家族その他親密な関係にある人によってなされる暴力等についても配慮をします。

（４）計画の期間

平成３１（２０１９）年度から平成３５（２０２３）年度までの５年間とします。

なお、計画期間内においても、国の基本方針の見直し等、新たに推進計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

（５）推進体制

関係機関・団体で構成する女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク※1や女性保護・ＤＶ被害者支援担当者会議を活用して、課題や施策の実施状況等の情報共有を図りながら総合的に推進します。

（６）計画の進行管理

この計画の重点施策に定める数値目標については、群馬県男女共同参画推進委員会において、毎年、進捗状況を評価し、県民に公表するものとします。

※１　関係機関の相互協力と連携を推進するため、ＤＶ被害者支援関係の３１団体で構成された県のネットワーク。

２ 群馬県におけるＤＶの現状

（１）配偶者等からの暴力被害の状況（ＤＶに関するアンケート調査※2から）

①夫婦・恋人間での暴力被害の経験

暴力被害の経験のある人は全体で１４．４％となり、約７人に１人が被害経験があるとなっています。

②暴力被害者の相談状況

夫婦・恋人間で暴力被害を受けて、「誰（どこ）にも相談しなかった」は５０．７％で過半数を占めています。相談した被害者の相談先は、「友人・知人」や「家族や親戚」がそれぞれ約２割で、公的相談窓口へ相談した人の割合は少数となっています。

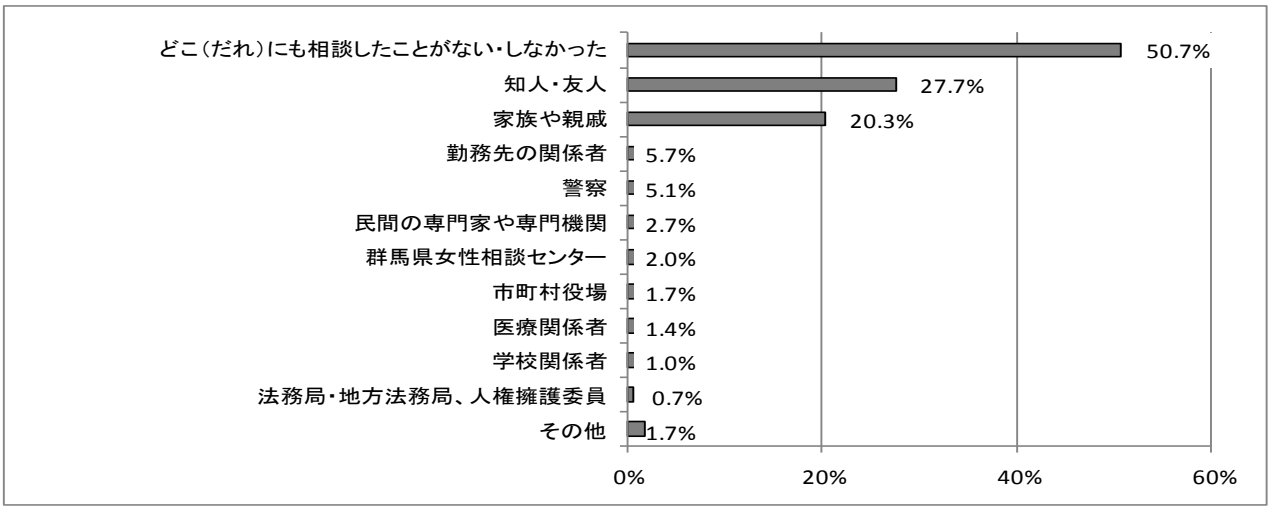

③相談しない理由

夫婦・恋人間で暴力被害を受けて、相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思うから」、「自分さえがまんすれば、何とかこのままやっていけると思うから」など相談することに対して消極的な回答が多くなっています。

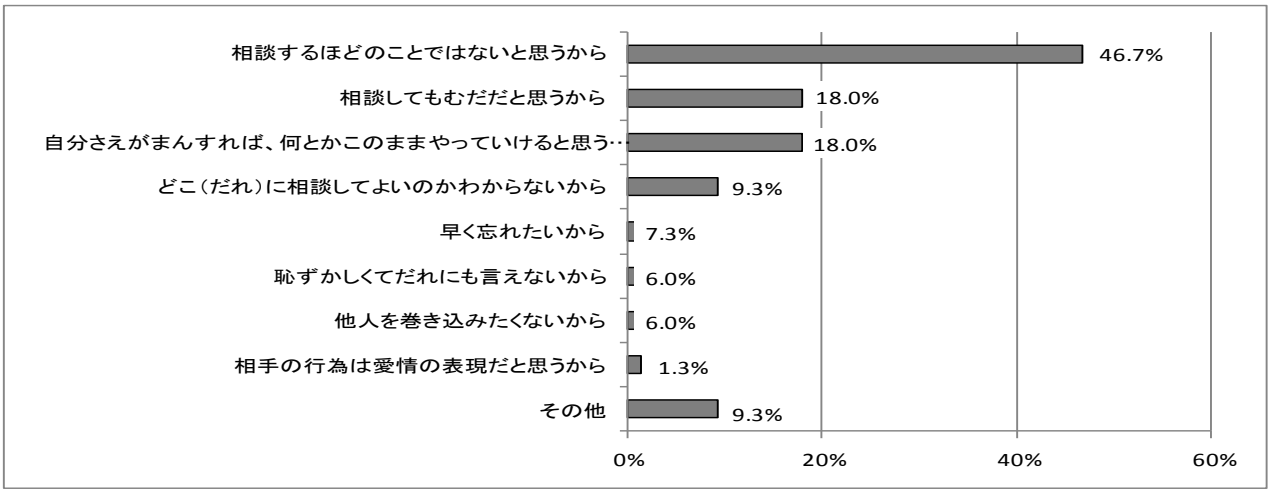

※２ 平成２９年度に県で実施した「ＤＶに関するアンケート調査」。

④暴力被害者支援のための相談窓口・制度等の認知度

相談窓口・制度等の認知度は、「ストーカー規制法」が５０．７％、次いで、「警察署における相談窓口」４５．０％、「ＤＶ防止法」３９．４％と続き、専門機関である「県女性相談センター」の認知度は１８．３％に留まっています。

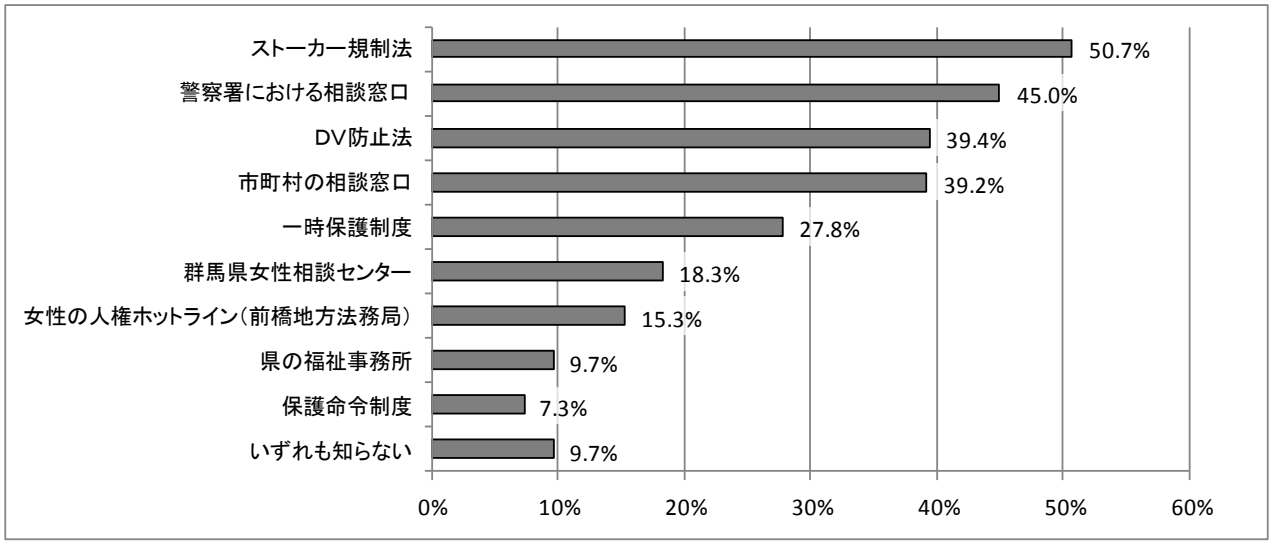

【参　考】国におけるＤＶの状況

※平成 30 年 3 月「男女間における暴力に関する調査」（内閣府男女共同参画局）より抜粋

①配偶者からの暴力の被害経験

暴力被害の経験のある人は全体で２６．１％となり、約４人に１人が被害経験があるとなっています。

②配偶者からの暴力の相談経験

配偶者から暴力被害を受けて、「相談した」が４７．１％、「相談しなかった」が４８．９％となっています。

③相談しなかった理由

「相談するほどのことではないと思ったから」が５８．２％と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」（３４．３％）などとなっています。

④ＤＶ防止法の認知度

「法律があることも、その内容も知っている」という人は２１．６％、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」という人は６６．４％で、合わせると９割近くになっています。

⑤相談窓口の周知度（窓口とは、配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター、警察、法務局・地方法務局、民間の専門機関など。）

配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」は７１．６％で、「知らなかった」は２５．６％となっています。

（２）交際相手からの暴力被害（いわゆるデートＤＶ）の状況

（デートＤＶに関するアンケート調査※３から）

①交際相手からの暴力被害の経験

暴力被害の経験のある人は全体で８．８％となり、約１割弱の人が被害経験があるとなっています。

②暴力被害者の相談状況

交際相手から暴力被害を受けたとき、「相談した」が２７．７％であり、「相談しなかった」が６４．６％と約６割以上を占めています。

③相談しなかった理由

相談しなかった理由としては「自分がガマンすればいいと思ったから」が最も高いほか、「相手のことが好き」や「デートＤＶであると気付かなかった」などの割合が最も高く、若年層に特徴的な傾向が見られます。

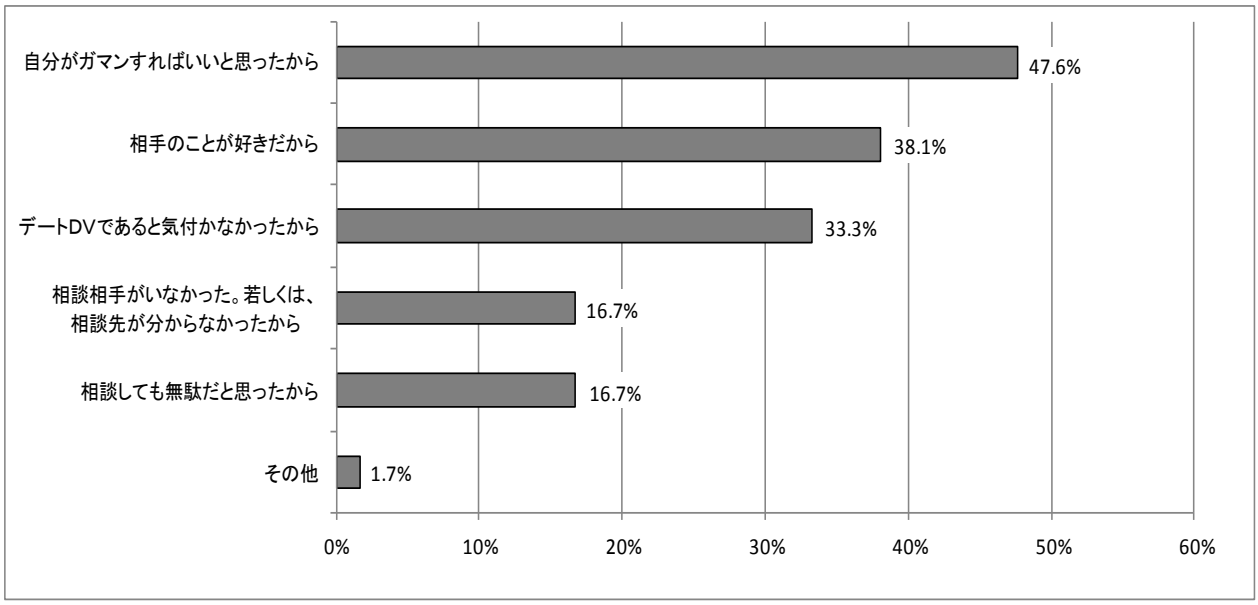

④デートＤＶの認知度

デートＤＶの認知度は、「知っていた」が５５．２％、「知らなかった」が４３．９％となっています。

※３　平成２９年度に県で実施した「デートＤＶに関するアンケート調査」。

【参　考】国におけるデートＤＶの状況

※平成 30 年 3 月「男女間における暴力に関する調査」（内閣府男女共同参画局）より抜粋

①交際相手からの暴力の被害経験

暴力被害の経験のある人は全体で２６．１％となり、約４人に１人が被害経験があるとなっています。

②交際相手からの暴力の相談経験

交際相手から暴力被害を受けて、「相談した」が５５．９％、「相談しなかった」が４１．２％となっています。

③相談しなかった理由

相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」が３２．５％と最も多く、次いで「相談してもむだだと思ったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」がともに２１．４％などとなっています。

（３）女性相談所及び女性相談センターの対応状況

①相談件数の推移

平成１６年度のＤＶ防止法の改正等に伴い、相談件数は大幅に増加したが、平成２３年度をピークに減少傾向にあります。平成２９年度は１，３７０件となっています。

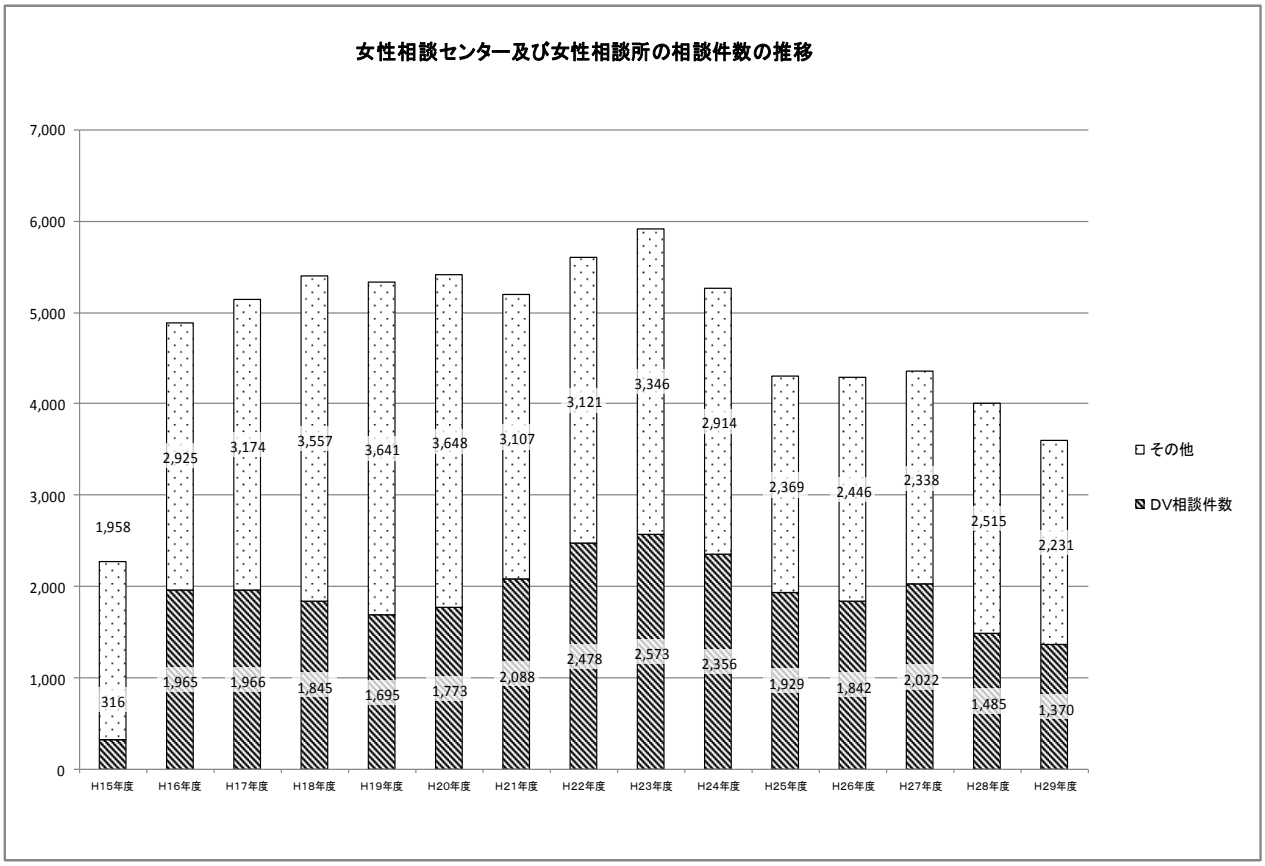

②女性相談所における一時保護件数の推移

平成１５年度以降、一時保護件数は５０件から７０件台で推移していましたが、平成２６年度以降は４０件台前後と少なくなっています。うち、ＤＶを理由とする一時保護件数が半数を超えています。また、同伴する児童の人数は、平成２５年度以降、減少しています。

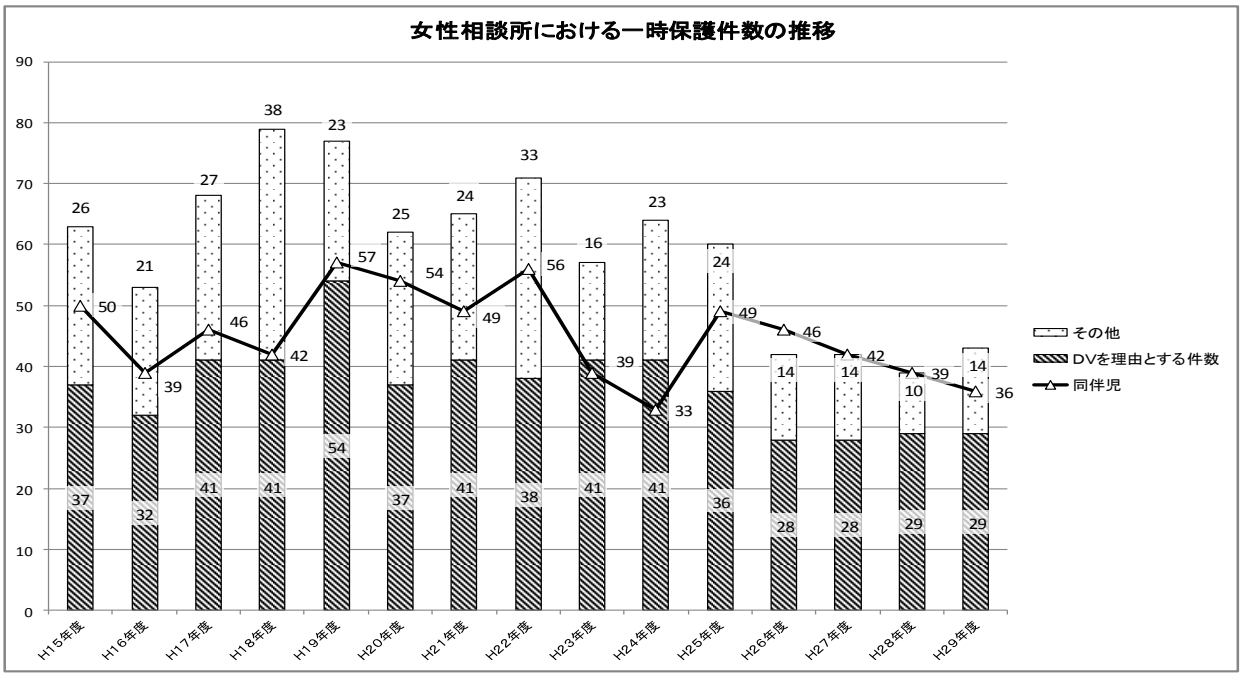

（４）県及び市町村配偶者暴力相談支援センターにおけるＤＶへの対応状況

県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は平成２７年度以降、減少傾向にあります。市町村配偶者暴力相談支援センターの相談件数は設置に伴い増加しています。

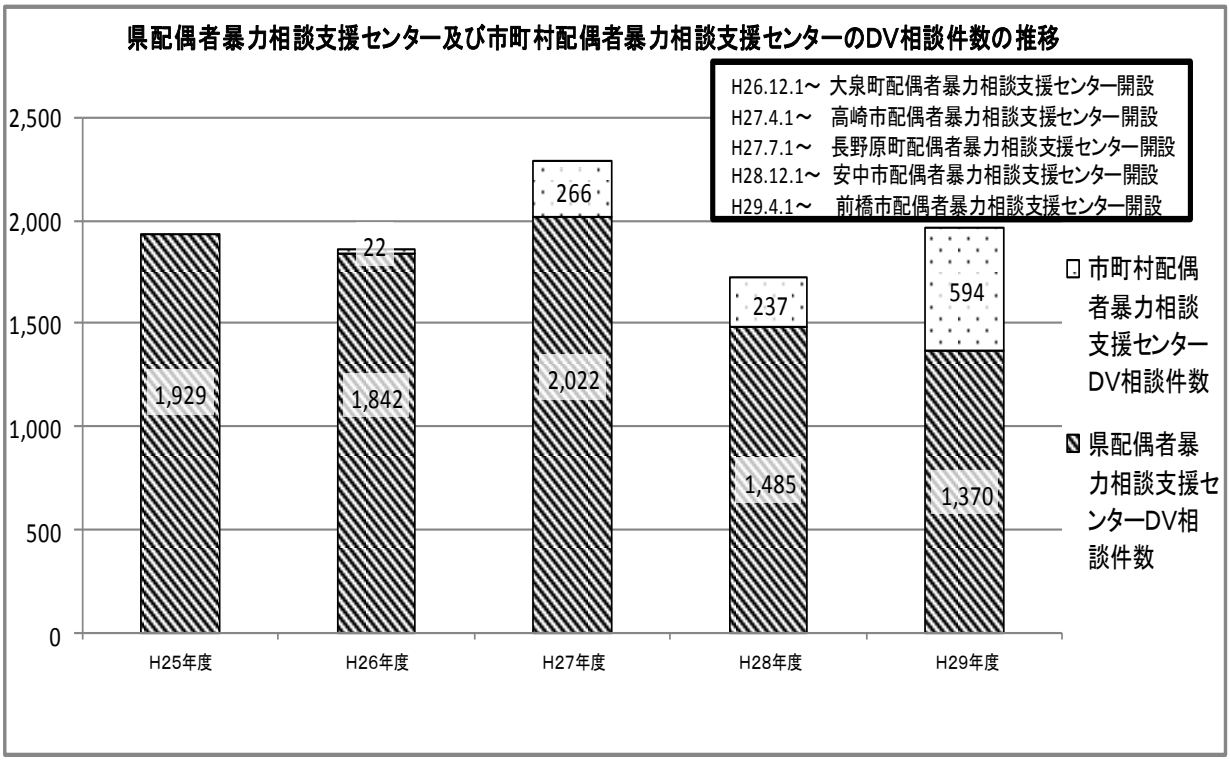

（５）警察におけるＤＶへの対応状況

警察におけるＤＶ相談（認知）、検挙及び援助件数は、いずれも平成２１年以降増加していたが、平成２６年度頃から減少傾向にあります。平成２９年の相談件数は８８１件、検挙件数は４１６件、援助件数は３６１件となっています。

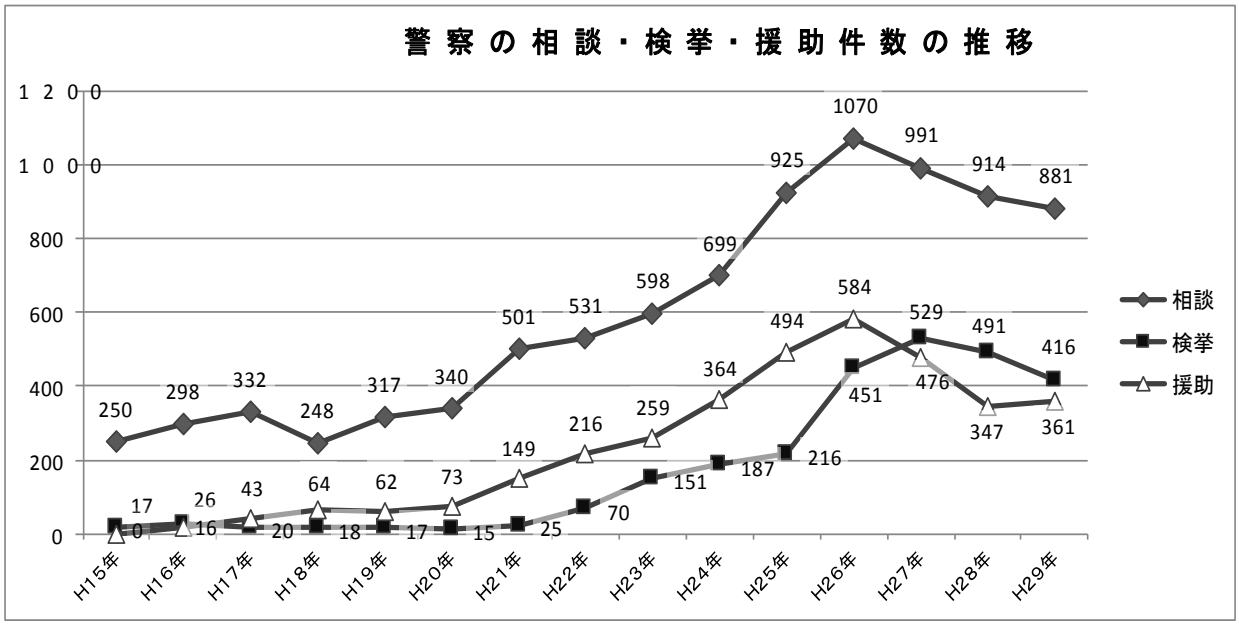

（６）保護命令支援件数※4の推移

平成２９年（度）の保護命令支援件数は、女性相談所が７件、警察が１３件となっています。平成２５年度以降は減少傾向にあります。

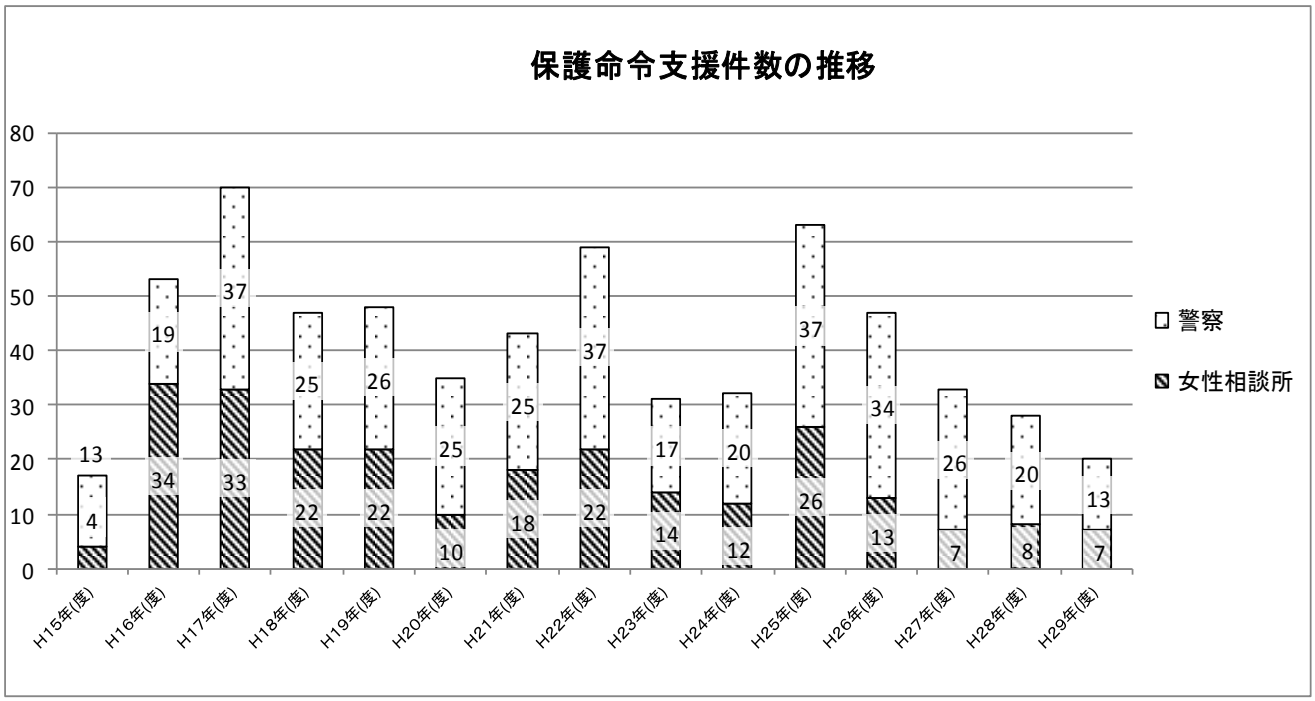

※４　「ＤＶ防止法」第１４条第２項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数、また、女性相談所の件数は「年度」、警察は「暦年」で集計した数値。

３ 「第３次計画」の評価

基本目標 Ⅰ　暴力を許さない社会づくり

（１）評価

・前回の実態調査※5と比べＤＶ被害者支援制度や相談窓口について「いずれも知らない」と回答した割合が若干減少しました。

・前回の実態調査と比べ「どこ（だれ）にも相談したことがない・しなかった」割合は若干減少しました。

・デートＤＶについて学生の認知度では「知っていた」が半数以上いることが分かりました。

・ＤＶ啓発資料による配布先を拡大することができました。

（２）課題

・制度や相談窓口の認知度は上昇傾向にありますが、依然として低水準であるため、引き続き周知が必要です。

・デートＤＶ防止啓発講座について目標値の半数程度の回数しか実施できなかったため、周知方法を検討する必要があります。

・関係機関や地域と連携した効果的な周知方法を検討していく必要があります。

・加害者更正に関して、国や民間機関から情報収集をし、施策について検討していくことが必要です。

基本目標 Ⅱ　信頼できる相談体制の整備

（１）評価

・女性相談センターにおいて相談員向けスーパーバイズ研修や事例検討スーパーバイズ等を実施することで、相談員の育成ができました。

・平成２６年に男性ＤＶ相談窓口を開設することができました。

・市町村配偶者暴力相談支援センターを５箇所設置することができました。

・法テラスや警察、民間支援団体など相談窓口が増え相談体制が充実してきました。

（２）課題

・市町村配偶者暴力相談支援センターの設置は３５市町村中５市町とまだまだ少ないため、市町村に対して配偶者暴力相談支援センター設置の一層の働きかけが必要です。

・県の男性のＤＶ相談窓口の件数は少ないですが、相談したい人は潜在的にいると思われるため、相談体制のより一層の充実が必要です。

・医療機関等ＤＶ発見者からの通報への適切な対応ができる体制整備が必要です。

・被害者の二次被害の防止を防ぐため、共通シート等を活用して関係機関で情報共有が図れる体制整備の検討が必要です。

・外国人に対する言語や法律、文化の違いによる課題が多いため、施策の強化が必要です。

基本目標 Ⅲ　安心・安全な保護環境の整備

（１）評価

・女性相談所や市町村配偶者暴力相談支援センターにおいて、申請書類作成や証明書発行、裁判所等へ同行などの支援を実施することができました。

・民間支援団体が運営するシェルター※6の賃料や同行支援に係る費用などを民間支援団体へ補助することができました。

※５ 「前回の実態調査」とは、平成 26 年 11 月 21 日～平成 26 年 12 月 5 日に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」の一部の項目を指す。

（２）課題

・就職活動や裁判所等への同行支援に伴う、被害者の安全確保が必要です。

・母子生活支援施設※7が減少していることや、民間シェルターの設置されていない地域があることから、地域性に配慮した一時保護機能を有する施設の設置を促進していく必要があります。

基本目標 Ⅳ　自立支援の体制整備

（１）評価

・女性相談所や市町村配偶者暴力相談支援センターにおいて、申請書類作成や証明書発行、裁判所等への同行などの支援を実施することができました。

・被害者が一時保護所等を退所後、地域で安定して生活できるように民間支援団体へ地域定着支援事業を委託することができました。

（２）課題

・暴力による被害から回復するために、被害者の心のケアが必要です。

・関係機関の連携による就労相談、能力開発、情報提供等の支援充実が必要です。

・住宅、資金面等における市町村の取組強化が必要です。

基本目標 Ⅴ　被害者支援ネットワークの構築

（１）評価

・女性相談所退所後の自立支援については市町村と、安全確保については警察と連携して対応できました。

・必要に応じ、関係団体をネットワーク構成機関に加えるなど、柔軟な対応ができました。

・市町村配偶者暴力相談支援センターを設置する際に、連携会議を開催しネットワーク形成を図りました。

・民間支援団体に委託している「地域定着支援事業」において、委託先以外の民間支援団体や女性相談所と連携するため連携要領を作成しました。

（２）課題

・県は、市町村に対して配偶者暴力相談支援センターの設置の一層の働きかけや具体的な対策を検討する必要があります。また、市町村配暴者暴力相談支援センター設置に伴い、設置準備の課題解消や相談員の育成など指導的役割が求められます。

・市町村の所属間で円滑に支援が行えるよう、市町村機関でのネットワークを設置促進する必要があります。

・主に町村において基本計画の策定が進んでいないため、計画策定の支援や配偶者暴力相談支援センターのより一層の設置促進など、ＤＶに係る具体的な対策が必要です。

・ネットワーク構成機関において相互協力を図るとともに、市町村や警察への情報提供等による一層の緊密な連携を図る必要があります。

・地域住民の見守り体制と県民ボランティアの支援体制等整備の検討が必要です。

※６　配偶者等からの暴力被害者と同伴家族のための緊急避難場所として一時的に提供される施設。

※７　支援を必要としている母子世帯を保護し、自立の促進のために生活を支援することを目的とする施設。

４ 計画の内容

（１）基本理念

配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指します。

ＤＶ対策の推進にあたっては、次の認識をもって施策に取り組みます。

（１）配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
また、配偶者等からの暴力は、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身に甚大な影響を及ぼすものです。

（２）女性に対する暴力は女性の人権に対する重大な侵害であり、その背景には男女の経済的格差などの構造的問題も大きく関係していることから、男女共同参画社会の実現が女性への暴力の根絶のために必要です。

（３）被害者は、自らの意思に基づき、安全に安心して平穏な生活を営む権利があります。

（４）国及び地方公共団体（県及び市町村）は、配偶者等からの暴力の防止及び適切な保護（自立支援を含む）を図る責務を有しています。

（５）配偶者等からの暴力のない社会を実現するためには、県民をはじめ国、地方公共団体、民間団体等の連携、協力が不可欠です。

（２）基本目標

基本理念の実現に向けて、次の５つの「基本目標」を定めます。

Ⅰ　暴力を許さない社会づくり
Ⅱ　信頼できる相談体制の整備
Ⅲ　安心・安全な保護環境の整備
Ⅳ　自立支援の体制整備
Ⅴ　被害者支援ネットワークの構築

（３）数値目標

基本目標を達成するための４つの「数値目標」を設定します。

【数値目標】

指　　標	基準値（H29年度）	目標値（H35年度）
ＤＶ相談窓口等の認知度※8	９０．３％	１００％
デートＤＶの認知度※9	５５．２％	１００％
市町村配偶者暴力相談支援センター設置数	５か所	１０か所
市町村ＤＶ対策基本計画策定数※１０	１３市町村	２４市町村

（４）重点施策

数値目標を達成するために特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり設定します。

１　若年層を中心とした予防教育及び効果的な広報啓発

・男女の交際が始まる中学・高校・大学期は予防教育の効果が高いことから、指導者層も含め、若年期におけるＤＶ予防教育・啓発の充実を図ります。

・ＤＶに関するアンケート調査では、自分の経験を「ＤＶと認識できていない」事例がみられ、また、専門機関である女性相談所の認知度が低いなど、県民のＤＶに対する正しい理解が進んでいないことから、県民に必要な情報が確実に届く効果的な広報啓発に取り組んでいきます。

２　市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

・市町村配偶者暴力相談支援センター設置により、住民に対して身近な場所で、相談から自立支援までワンストップで行うことができ、被害者支援の迅速化や利便性の向上、安全の確保が期待されることから、市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けて積極的に支援します。

３　専門的な心のケアが必要な方や男性など、多様な相談に対応する体制の整備

・配偶者等からの暴力により心身ともに深く傷つき、心のケアが必要な被害者が多いことから、専門家によるカウンセリングなど心のケアの充実を図ります。

・男性をはじめ、外国人・高齢者・障害者等配慮の必要な被害者などの多様な相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

４　一時保護所等退所後の被害者に対するきめ細かな中長期的支援の充実

・被害者が地域で安定した生活をおくるためには、就労による経済的な自立が重要であることから、就労相談や能力開発も含めた就業支援に取り組んでいきます。

・被害者の子どもに対しては、心のケアなどの支援を継続的に行っていきます。

・民間団体との連携を強化し、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を中長期的に行っていきます。

※８　ＤＶに関するアンケート調査の結果による。

※９　デートＤＶに関するアンケート調査の結果による。

※10　男女共同参画基本計画や総合計画の中に、ＤＶ対策や被害者支援の施策を盛り込んでいるものを含む。

５ 関係機関・団体等の連携強化、切れ目のない支援の実施

・関係機関との連携を強化し切れ目のない支援を行うため、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの充実を図ります。

・ＤＶ被害者支援対策を総合的、計画的に推進するため、市町村のＤＶ基本計画の策定を支援します。

・県、警察、市町村、民間団体など関係機関が連携し、「暴力のない社会の実現」を目指します。

（５）施策体系

基本目標	施策目標	今後の主な方策
Ⅰ　暴力を許さない社会づくり	１　学校等におけるお互いを大切にする社会を目指した人権教育の推進	（１）　人権教育啓発の推進
		（２）　人権啓発専門員派遣等による啓発の推進
	２　若年者に対する予防啓発の推進	（１）　デートDV防止啓発の推進
		（２）　指導者層を対象としたデートDV防止指導の取組推進
	３　配偶者等からの暴力に関する理解促進	（１）　DVに対する意識啓発の促進・相談窓口の周知
		（２）　個人情報保護・管理の徹底
	４　配偶者等からの暴力に関する調査研究の推進	（１）　配偶者等からの暴力に関する施策の検討
		（２）　加害者更生に関する取り組み
Ⅱ　信頼できる相談体制の整備	１　相談体制の充実・強化	（１）　女性相談センターの機能強化
		（２）　警察における相談体制の充実と被害者の援助
		（３）　市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
		（４）　手続きの一元化の推進
	２　相談担当職員等への研修体制の充実・強化	（１）　相談窓口担当者に対する研修
		（２）　DV相談対応マニュアルの活用
		（３）　プライバシーへの配慮及び二次的被害の防止
		（４）　相談員のスキルアップ等
	３　発見・通報体制の整備	（１）　医療機関等における対応
		（２）　各相談窓口の連携強化
		（３）　学校における対応の依頼
		（４）　民生委員・児童委員等との連携
		（５）　通報を受けた配偶者暴力相談支援センターの対応
		（６）　通報を受けた警察の対応
	４　多様な相談への対応	（１）　被害者への心のケア
		（２）　男性・LGBT等性的少数者からの相談対応
		（３）　外国人・高齢者・障害者に対する対応
Ⅲ　安心・安全な保護環境の整備	１　保護機能の充実・強化	（１）　一時保護機能の充実・強化
		（２）　保護命令制度の利用等支援
		（３）　高齢者・障害者の安全確保
		（４）　円滑な移送・同行支援体制の確保
		（５）　民間団体との連携
	２　同伴する子どもに対する支援	（１）　子どもの心のケア
		（２）　教育機関・保育所への協力依頼
		（３）　子どもの安全確保
		（４）　子どもの学習機会等の確保
	３　適切かつ迅速な苦情処理体制の整備	（１）　苦情処理体制の整備

基本目標	施策目標	今後の主な方策
Ⅳ 自立支援の体制整備	1 住居の確保に向けた支援	（1） 被害者の住居に関する支援
		（2） 市町村への依頼
	2 就業・福祉に対する支援	（1） 関係機関の連携による被害者に対する就業支援の充実
		（2） 母子家庭等就業・自立支援センター等の活用
		（3） 経済的な支援に関する制度の利用
		（4） 国民健康保険・年金等に関する取扱いの周知
		（5） （保健）福祉事務所等による支援
	3 法的手続等に関する支援	（1） 法律相談等の実施
		（2） 家事調停委員への理解促進
		（3） 法律扶助制度等の周知
		（4） 市町村住民基本台帳担当窓口への周知
	4 被害者の心のケア	（1） 専門家による中長期的支援
		（2） 自助グループの運営
	5 被害者等の安全の確保	（1） 保護施設等退所後の安全確保
		（2） 教育機関・保育所への協力依頼
	6 被害者の子どもに対する支援	（1） 児童相談所との連携
		（2） 教育機関・保育所への協力依頼
		（3） 子どもの心のケア
	7 民間団体と連携した自立支援の推進	（1） ステップハウス等の設置促進
		（2） 継続的な相談サポート体制の検討
Ⅴ 被害者支援ネットワークの構築	1 役割分担の明確化	（1） 県と市町村の役割分担
		（2） 民間団体との役割分担
	2 推進体制の整備	（1） 女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの充実と活用
		（2） 県要保護児童対策地域協議会との連携
	3 市町村推進体制の整備	（1） 市町村基本計画の策定・推進
		（2） 市町村における支援機関ネットワークの整備
		（3） 要保護児童対策地域協議会との連携
	4 民間団体との連携・協働	（1） 民間団体への情報提供と研修
	5 地域住民との連携・協働	（1） 地域見守り体制
	6 広域連携体制の整備	（1） 都道府県・市町村間のネットワークづくりの検討

（６）基本目標と施策目標

基本目標　Ⅰ　暴力を許さない社会づくり

・配偶者等からの暴力のない社会をつくるため、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体が共有しつつ、学校、家庭、地域社会などにおいて、人権意識を高める教育や男女共同参画の視点に立った教育を推進していきます。
・男女の交際が始まる中学・高校・大学期は予防教育の効果が高いことから、指導者層も含め若年期おけるＤＶ予防教育・啓発の充実を図ります。
・ＤＶに対する正しい理解が進んでいないことから、県民一人ひとりが配偶者等からの暴力に関する正しい認識と理解をもてるよう、必要な情報が確実に届く効果的な広報啓発に取り組みます。

施策目標　１　学校等におけるお互いを大切にする社会を目指した人権教育の推進

①現状と課題

【現状】
・学校教育の分野では、自分の大切さや他の人の大切さに気付かせるとともに、他の人への思いやりや生命を尊重することを重点に人権教育を進めています。
・社会教育の分野では、父親の家事育児参加など、男女共同参画社会づくりを推進しています。
・女性の人権尊重については、講演会やリーフレットの配布等により意識啓発に努めています。
・企業や団体に人権啓発専門員を派遣して啓発活動を行っています。

【課題】
・学校教育においては、児童生徒及び教職員の人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図る必要があります。
・社会教育においては、女性に対する偏見や差別意識を解消するため、人権意識を醸成することが必要です。
・固定的な性別役割分担を見直すため、父親に対し、子育てに関する学習機会の提供や家庭教育の参加を促すことも必要です。

②今後の主な方策

人権教育啓発の推進

事業名	事業内容	担当所属
人権教育の推進	小中高校の児童生徒に対して、人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図ります。	(教)義務教育課 (教)高校教育課
	私立学校に対して、男女平等についての人権教育の推進を要請します。	学事法制課
指導者層への講義等の実施	公立学校等の人権教育担当者や新任管理職・初任者を対象に、男女平等についての人権教育に係る講義等を行います。	(教)義務教育課
人権教育指導者研修（社会教育）の実施	社会教育指導者を対象に、男女平等についての人権問題や人権教育に係る講演や研究協議等を実施します。	(教)生涯学習課
家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」	高校生くらいまでの子どもを持つ保護者等を対象に、家庭教育上の悩みや不安について電話相談を行います。	(教)生涯学習課

人権啓発専門員派遣等による啓発の推進

事業名	事業内容	担当所属
人権啓発専門員派遣	企業や団体に人権啓発専門員を派遣し、男女共同参画の視点から人権に係る研修を実施します。	人権男女・多文化共生課
群馬県人権尊重の社会づくり事業費補助金	ＮＰＯ法人等が実施する講演・研修等の人権啓発事業に対して補助します。	人権男女・多文化共生課
男女共同参画推進員による啓発	男女共同参画推進員を通じたリーフレットの配布等により、事業所における啓発を推進します。	人権男女・多文化共生課
男女共同参画の各種講座開催	父親の子育て参画を支援する講座を実施します。	ぐんま男女共同参画センター

施策目標　２　若年者に対する予防啓発の推進

①現状と課題

【現状】
・交際相手を束縛するなどの事例がみられ、若年層におけるＤＶへの正しい理解が十分に進んでいません。
・男女の交際が始まる時期におけるＤＶに対する教育・啓発が予防効果として大きいため、中学、高校や大学等の生徒や学生に対して、デートＤＶ防止啓発講座を実施してＤＶの予防教育に取り組んでいます。

【課題】
・予防の観点から、生徒や学生など若年層に対してＤＶ教育・啓発を充実していくことが必要です。
・指導者層に対してもＤＶへの理解を促進し、生徒や学生を取り巻く環境を整備する必要があります。

②今後の主な方策

デートＤＶ防止啓発の推進　重点

事業名	事業内容	担当所属
中学・高校・大学等へのＤＶ防止啓発講師派遣	県内の中学・高校・大学等に講師を派遣し、デートＤＶ防止講座を実施します。	人権男女･多文化共生課
若年者向け啓発リーフレットの配布	デートＤＶのリーフレットを作成し、県内中学・高校・大学等に配布し、若年者への啓発を図ります。	人権男女･多文化共生課

指導者層を対象としたデートＤＶ防止指導の取組推進　重点

事業名	事業内容	担当所属
学校の指導者へのＤＶ研修	県内学校の人権教育･生徒指導担当者や養護教諭等の指導者を対象としたデートＤＶ防止研修を実施します。	人権男女･多文化共生課
人権教育推進協議会等における研修	教職員を対象に実施する人権教育推進協議会等において、デートＤＶ防止に関する講義・研修を実施します。	(教)義務教育課 (教)高校教育課 (教)健康体育課

施策目標　３　配偶者等からの暴力に関する理解促進

①現状と課題

【現状】
・ＤＶに対する社会認識を高めるため、リーフレットの配布や県広報媒体、出前なんでも講座等を活用し、広報啓発を実施しています。
・相談窓口の周知を図るため、相談窓口カード等を作成し配布しています。
・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中を中心に、ポスターやリーフレット等による集中的な広報を行っています。

【課題】
・ＤＶに対する社会認識は依然として低いため、ＤＶが家庭の問題として潜在化しないよう、県民一人ひとりが配偶者等からの暴力に関する正しい認識と理解をもつよう啓発していく必要があります。
・公的窓口の認知度が低いため、相談窓口の情報を確実に周知する取組が必要です。

②今後の主な方策

ＤＶに対する意識啓発の促進・相談窓口の周知　重点

事業名	事業内容	担当所属
啓発リーフレット、相談窓口カードの作成・配布	ＤＶ防止啓発資料を作成し、県内市町村や関係機関等に配布し、啓発を図ります。	人権男女・多文化共生課
ラジオ、ＨＰ等の活用による周知	ラジオやＨＰ等を活用し、啓発を図ります。	人権男女・多文化共生課
民間企業と連携した広報啓発	大規模小売店等と連携して、県民の目に触れる場所に啓発資料を配置します。	人権男女・多文化共生課
共同広報の実施	各種相談窓口や、セミナーや研修情報など、女性の支援に関する情報を関係窓口により共同で広報します。	労働政策課
出前なんでも講座の実施	県民からの申込みに基づき、職員が男女共同参画やＤＶに関する講義を行います。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

個人情報保護・管理の徹底

事業名	事業内容	担当所属
個人情報保護・管理の徹底	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークや女性保護・ＤＶ被害者支援担当者会議等を活用して、関係機関に個人情報保護・管理の徹底を図ります。	人権男女・多文化共生課

施策目標　４　配偶者等からの暴力に関する調査研究の推進

①現状と課題

【現状】
・ＤＶに関する調査や、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークをとおして、女性に対する暴力の実態の把握に取り組んでいます。
・加害者更生や加害者対策など加害者への対応は国においても調査研究段階であり、どのような施策が有効であるかについては未解明な部分が多い状況です。

【課題】
・今後も、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークなどの様々な機会を活用しながら、暴力の実態の把握に努め、有効な施策の検討を行っていく必要があります。
・加害者更生等については、国の調査研究や施策の動向を注視して、取組を検討していく必要があります。

②今後の主な方策

配偶者等からの暴力に関する施策の検討

事業名	事業内容	担当所属
ＤＶに関する実態把握、調査研究及び情報収集	ＤＶに関する実態調査を実施し、国や市町村、民間支援団体等関係機関の各種施策や調査の情報収集に努め、群馬県内のＤＶの実態把握や調査結果の分析等を行い、現行施策の検証を行います。	人権男女・多文化共生課
女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク等による施策の検討	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク等をとおして、被害者の声を施策に反映できるよう検討します。	人権男女・多文化共生課

加害者更生に関する取り組み

事業名	事業内容	担当所属
加害者更生の検討	加害者更生に係る調査研究について情報収集し、取組を検討していきます。	人権男女・多文化共生課

基本目標 Ⅱ　信頼できる相談体制の整備

・ＤＶに対する初期対応は、暴力被害を深刻化させないためにも大変重要と言えます。相談内容に応じて、県や市町の配偶者暴力相談支援センター、警察で対応します。
・配偶者暴力相談支援センターが未設置の市町村などについては、身近な窓口として相談体制を整備していくことが求められます。
・被害者等からの相談に対して、どの窓口においても適切なアドバイスが提供できるように、県内全ての相談員の資質向上に取り組んでいきます。
・潜在化している被害者を見逃すことがないよう、医療機関、民生委員・児童委員等と連携した発見・通報体制により、被害者に相談の機会を提供できるように努めます。
・外国人や高齢者、障害者、男性、ＬＧＢＴ等性的少数者など多様な相談にも対応できる体制を整備します。

施策目標　１　相談体制の充実・強化

①現状と課題

【現状】
・ＤＶの相談件数は増加していますが、ＤＶに関するアンケート調査の結果から、公的機関に相談していない被害者が潜在的に多くいると思われます。
・女性相談所では配偶者暴力相談支援センターとして相談業務を実施しているほか、警察では２４時間対応の電話相談体制により対応しています。
・県では男性ＤＶ被害者相談電話を設置し、男性からの相談業務を実施しています。
・一部市町村では配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談業務を実施しています。

【課題】
・女性相談所と警察については、専門機関として機能強化を図る必要があります。
・市町村配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村が少ないため、より一層の設置促進をする必要があります。
・関係機関相互で円滑に連携するため、手続きの一元化を推進する必要があります。

②今後の主な方策

女性相談センターの機能強化

事業名	事業内容	担当所属
女性相談センターの相談体制の強化	スーパーバイズや事例検討、相談マニュアルの作成等を通じて相談員の資質向上に努めます。	人権男女・多文化共生課 女性相談所
地域における関係機関との連携	女性相談センターへの来所が困難な地域については、市町村、警察等の関係機関と連携して被害者へ対応します。	女性相談所

警察における相談体制の充実と被害者の援助

事業名	事業内容	担当所属
性犯罪被害相談電話（女性相談者専用電話）の設置	警察本部に性犯罪被害相談電話（女性相談者専用電話）を設置し、２４時間対応します。	(警)広報広聴課
警察署における相談受理体制の充実	警察署に相談受理専門の相談員を配置し、相談受理体制の充実を図ります。	(警)広報広聴課
警察における被害者への支援措置	被害者の意向を踏まえて、加害者の検挙、指導・警告のほか、被害者への支援措置等を実施します。また、併せて、医療機関から通報があった場合など情報共有を図り適切に対応します。	(警)子ども・女性安全対策課

市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

重点

事業名	事業内容	担当所属
市町村配偶者暴力相談支援センター設置支援	設置に向けて、助言、情報提供、スーパーバイズや女性相談所相談員の出張相談等の支援を行います。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

手続の一元化の推進

事業名	事業内容	担当所属
共通相談シートの等を活用した情報共有体制の検討	被害者の二次被害の防止を図り関係機関が連携した支援を実施するため、共通の相談シート等の活用について検討を行います。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

施策目標　２　相談担当者等への研修体制の充実・強化

①現状と課題

【現状】
・県の相談員については、定期的に行われるケース会議等を通じて、個別、具体的な相談対応に対して、相談担当者間で共通認識を図っています。
・平成２５年度から、主に相談員を設置している市を対象として、スーパーバイズや事例検討会等を実施しています。

【課題】
・市町村や民間団体の相談員への研修等を充実し、相談員の資質の向上を図っていく必要があります。
・相談にあたり被害者のプライバシーや心情への配慮が必要とされます。

②今後の主な方策

相談窓口担当者に対する研修

事業名	事業内容	担当所属
関係機関の相談窓口担当者に対する研修の実施	県・市町村・民間団体等の相談担当者等の職務関係者を対象に実務講座を実施します。	女性相談所

ＤＶ相談対応マニュアルの活用

事業名	事業内容	担当所属
ＤＶ相談対応マニュアルの改訂と活用	現行のマニュアルを改訂し、関係機関の職員への研修等に活用します。	人権男女･多文化共生課 女性相談所

プライバシーへの配慮及び二次的被害の防止

事業名	事業内容	担当所属
ＤＶ被害者のプライバシーへの配慮及び二次的被害の防止	職務関係者に対して、個人情報の保護、プライバシーへの配慮、二次的被害の防止等について、研修会等の場を積極的に活用して理解を促進します。	女性相談所

相談員のスキルアップ等

事業名	事業内容	担当所属
女性相談員等に対する研修	女性相談所や市町村、民間団体の相談員等の研修を実施するほか、各種研修に参加できるように努めます。	女性相談所
臨床心理士等による相談員のメンタルヘルス対策	臨床心理士等のスーパーバイズ（※11）により相談者への関わり方を学習するほか、相談員同士のピアカウンセリング（※12）により精神的負担の軽減を図ります。	女性相談所

※11 相談員が同等、または、より経験のある者にケースの評価・検討を受ける、指導監督的、教育的、支援的活動。

※12 何らかの共通点（例えば同じような仕事や年齢または環境）をもつ二者またはグループの間で行われる相談行為。

施策目標　３　発見・通報体制の整備

①現状と課題

【現状】
・相談窓口カードを作成し、市町村窓口等に配布することにより、相談窓口の情報提供に努めています。
・医療機関向け対応シートを作成し、医療機関に配布することにより、通報への協力を呼びかけています。

【課題】
・医療関係者からの通報や情報提供を通じた被害者支援を図るため、様々な機会を利用して、医療関係者に対する周知を行う必要があります。
・ＤＶ被害者を早期に発見するためには、各種相談窓口や地域で活動する民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携が必要です。
・配偶者暴力相談支援センターや警察については、緊密な連携による適切な対応が求められています。
・子どもの前で配偶者に暴力を行う面前ＤＶによる通告が増加し、これらの行為は児童への心理的虐待にあたることから市町村や児童相談所、学校といった子どもと密接に関わる関係機関との連携が必要です。

②今後の主な方策

医療機関等における対応

事業名	事業内容	担当所属
医療関係者への啓発と通報への協力依頼	医療機関に対して、医療機関向け対応シート等を配布し、制度の周知を図るとともに、ＤＶ被害者を発見した際の配偶者暴力相談支援センター等への通報について協力を依頼します。	人権男女･多文化共生課

各相談窓口の連携強化

事業名	事業内容	担当所属
高齢者・障害者虐待等の各相談窓口への協力依頼	各種会議等を活用し、被害者の早期発見や支援について協力を呼びかけます。	人権男女･多文化共生課
各関係機関相談窓口との連携	相談窓口を所管する関係機関･団体とのネットワーク化を図り、支援情報を共有し、被害者の早期発見に努めます。	女性相談所 (警)広報広聴課
児童相談活動・電話相談	ＤＶに関する相談があった場合、子どもへの心理的影響を説明し、女性相談センターや警察に相談するよう案内し、必要に応じて相談に同行します。	児童相談所 （児童福祉課）

学校における対応の依頼

事業名	事業内容	担当所属
児童虐待対応リーフレットの活用	学校において児童虐待を発見した場合には、「児童虐待対応リーフレット」を活用し、警察等関係機関との連携を図るとともに、市町村や児童相談所等からの指示・依頼・助言に基づき、子どもや保護者の保護・支援に努めるよう依頼します。	(教)義務教育課
児童虐待の早期発見に向けた取組の充実及び関係機関との連携強化	文部科学省通知「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」を踏まえ、学校に対して、日常の幼児児童生徒の心身の状況把握やスクールカウンセラー等の活用による教育相談、スクールソーシャルワーカー等の活用による家庭支援等、児童虐待の早期発見に向けた取組を充実するよう働きかけます。また、児童虐待の通告を行った学校に対して、市町村又は児童相談所に対して定期的な情報提供を行い、連携強化を図るよう働きかけます。	（教）義務教育課

民生委員・児童委員等との連携

事業名	事業内容	担当所属
民生委員・児童委員、人権擁護委員等への協力依頼	民生委員・児童委員、人権擁護委員や家事調停委員等に対して、ＤＶを発見した際の通報について協力を依頼します。	人権男女・多文化共生課

通報を受けた配偶者暴力相談支援センターの対応

事業名	事業内容	担当所属
通報を受けた際の適切・迅速な対応	通報を受けた際は、配偶者暴力相談支援センターの情報を通報者から被害者に提供するよう依頼するとともに、危険性が高い場合には警察等との連携による適切・迅速な対応に努めます。	女性相談所

通報を受けた警察の対応

事業名	事業内容	担当所属
被害者の保護	ＤＶ被害が認められる場合には、暴力の制止及び被害者の保護にあたります。	(警)子ども・女性安全対策課
加害者の検挙及び加害者への指導、警告	関係課と緊密な連携を図り、被害者の意思決定を支援し、加害者の検挙、指導及び警告を実施します。	(警)子ども・女性安全対策課

施策目標　４　多様な相談への対応

①現状と課題

【現状】
・女性相談所では、必要に応じて臨床心理士等によるカウンセリングを実施しています。
・外国語の資料による情報提供や手話通訳等により、外国人や障害者への対応をしています。

【課題】
・ＰＴＳＤ等の心的外傷を抱えた被害者に対して、専門家によるカウンセリングなどの充実が必要です。
・男性、ＬＧＢＴ等性的少数者に対して、相談体制を検討していく必要があります。
・外国人、高齢者、障害者に対して、適切なコミュニケーションがとれるよう対応していく必要があります。

②今後の主な方策

被害者への心のケア　重点

事業名	事業内容	担当所属
臨床心理士等による専門相談の実施	被害者に対して臨床心理士等による心理相談やカウンセリングを受けるよう積極的に働きかけます。	女性相談所
精神保健福祉相談	こころの健康センターや保健福祉事務所において、医師や保健師等による精神保健福祉相談を実施します。 （中核市については、各市で相談を実施）	こころの健康センター （障害政策課） 保健福祉事務所

男性・ＬＧＢＴ等性的少数者からの相談対応　重点

事業名	事業内容	担当所属
男性相談窓口の充実	男性相談窓口の充実について検討します。	人権男女･多文化共生課
ＬＧＢＴ等性的少数者への対応	適切にＬＧＢＴ等性的少数者からの相談に応じられる体制について検討します。	人権男女･多文化共生課 女性相談所

外国人・高齢者・障害者に対する対応

事業名	事業内容	担当所属
外国人・障害者に対する支援情報の伝達強化	多言語による印刷物の活用、国際交流団体や障害者団体との連携による通訳派遣や支援情報の提供に努めます。	女性相談所
高齢者・障害者虐待への対応	高齢者や障害者が被害者であり、虐待に当たると思われる場合は、市町村に通報します。	女性相談所

基本目標 Ⅲ　安心・安全な保護環境の整備

・加害者から避難してきた被害者に対して、関係機関の連携を強化して、身体の安全を守るとともに、被害者の希望を考慮しながら、安心して過ごせる保護環境を整備していきます。

・被害者に同伴する子どもに対しては、被害者への支援とともに、子どもへの心のケアや安全への配慮等を充実していきます。

施策目標　１　保護機能の充実・強化

①現状と課題

【現状】

・本県の一時保護に係る施設は、女性相談所の一時保護所ほか、母子生活支援施設３か所及び民間シェルター４か所が設置されています。

・民間団体が運営するシェルターや同行支援への取組に対し支援を行っています。

・被害者の安全確保を図るため、保護命令制度の利用に対し、必要な助言・支援を行っています。

【課題】

・近年、母子生活支援施設が減少していることや、民間シェルターの設置されていない地域があることから、地域性に配慮した一時保護機能を有する施設の設置を促進していく必要があります。

・保護の際には、被害者の状況に応じて母子生活支援施設や民間シェルター等と連携し、一時保護委託先として活用していく必要があります。

・一時保護にあたって被害者の安全を確保するため、引き続き、関係機関で連携して対応していく必要があります。

②今後の主な方策

一時保護機能の充実・強化

事業名	事業内容	担当所属
多様な状況に応じた適切な保護の実施	被害者が一時保護所を安心して利用できるよう安全対策を講ずるとともに心身のケアに努めます。また、被害者の状況に応じて、母子生活支援施設や民間団体への一時保護委託を実施します。	女性相談所

保護命令制度の利用等支援

事業名	事業内容	担当所属
保護命令制度の申請支援	保護命令申請書類の作成、裁判所への同行等の支援を行います。また、保護命令通知を受けた際には、警察と情報を共有して被害者の安全を図ります。	女性相談所
被害者の安全確保	危害を受けるおそれがある被害者に対し、緊急時における警察への通報を指導するとともに、保護対策用機材の貸出を行います。また、防犯上の留意事項について情報提供します。	(警)広報広聴課 (警)子ども・女性安全対策課

高齢者・障害者の安全確保

事業名	事業内容	担当所属
要介護者からの保護要請への迅速・適切な対応	高齢者や障害者を所管する関係機関と連携して被害者の状況に応じた適切な援助が受けられるよう支援します。	女性相談所

円滑な移送・同行支援体制の確保

事業名	事業内容	担当所属
一時保護所への安全な移送及び裁判所への同行支援	具体的危険がある場合は、一時保護所への移送や裁判所への同行支援等を行います。	(警)子ども・女性安全対策課
	一時保護所への移送や裁判所への同行支援における警察等との連携や複数職員による対応等により、被害者の安全確保に努めます。	女性相談所
広域的な対応	複数の警察署や都道府県をまたがる事案では、警察署や都道府県で情報を共有し、被害者及び親族等の安全を確保します。	(警)子ども・女性安全対策課
	複数の都道府県をまたがる事案では、都道府県の婦人相談所等と連携して、被害者及び同伴児の保護を図ります。	女性相談所

民間団体との連携

事業名	事業内容	担当所属
民間シェルターの運営支援	民間団体が設置するシェルターの運営費等を補助します。また、民間団体が行う、市町村や裁判所等への同行支援に係る経費を補助します。	人権男女・多文化共生課

施策目標　２　同伴する子どもに対する支援

①現状と課題

【現状】
・女性相談所では、児童相談所と連携して、児童心理司などによる同伴児への心のケアや学習機会の確保等に努めています。
・同伴児等を保護する際の安全確保のため、警察等の関係機関と連携を図っています。

【課題】
・ＤＶを身近で見てきた子どもは、心の傷により心身の発達に影響を受ける可能性もあることから、継続的な心のケアを行っていく必要があります。
・教育機関等のＤＶに対する理解の促進と子どもの就学や安全確保への協力が必要です。
・ＤＶ被害者だけでなく、同伴児も危険にさらされることから、警察等と連携し安全確保対策を強化する必要があります。

②今後の主な方策

子どもの心のケア　重点

事業名	事業内容	担当所属
子どもの心のケア	同伴児が心に傷を受けている場合は、女性相談所と連携し、子どもの状況把握や児童心理司が心のケアを実施します。	児童相談所 （児童福祉課）
精神保健福祉相談	こころの健康センターや保健福祉事務所において、医師や保健師等による精神保健福祉相談を実施します。 （中核市については、各市で相談を実施）	こころの健康センター （障害政策課） 保健福祉事務所

教育機関・保育所への協力依頼

事業名	事業内容	担当所属
個人情報の適切な管理等への協力依頼	個人情報の適切な管理等について、資料の配布や研修等により、幼稚園、保育園、小・中・高校、専修学校等及び市町村教育委員会に周知します。	学事法制課 児童福祉課 (教)義務教育課 (教)高校教育課

子どもの安全確保

事業名	事業内容	担当所属
緊急時の子どもの安全確保	ＤＶにより保護が必要な子どもについては、関係機関と連携し安全を確保します。	(警)子ども・女性安全対策課

子どもの学習機会等の確保

事業名	事業内容	担当所属
一時保護中の学習機会等の確保	女性相談所と児童相談所が連携して、学習や保育の機会の確保に努めるとともに、保護者に対する助言を行います。	女性相談所 児童相談所 （児童福祉課）

施策目標　３　適切かつ迅速な苦情処理体制の整備

①現状と課題

【現状】

・被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して、被害者から苦情があった場合の処理については、女性相談所その他の関係機関で行っています。

【課題】

・今後も、より適切かつ迅速な苦情処理が行えるよう、関係機関に働きかけていくことや、一時保護の委託を行う施設についても、適切に対応できる体制の整備を依頼していく必要があります。

②今後の主な方策

苦情処理体制の整備

事業名	事業内容	担当所属
苦情への迅速な対応	入所者からの意見・要望に対し説明責任を果たすとともに、苦情解決第三者委員会の助言を踏まえ対応します。	女性相談所
男女共同参画申出制度による対応	県男女共同参画推進条例に基づきＤＶ被害者の保護に対する意見等の申し出があった場合には、適切な対応を図ります。	人権男女・多文化共生課
関係機関への要請	ＤＶ被害者支援を実施する関係機関に対し、被害者等からの苦情等に対し、適切かつ迅速な対応が行えるよう、働きかけていきます。	人権男女・多文化共生課

基本目標 Ⅳ　自立支援の体制整備

・被害者が自立して生活していくためには、住居と就業先の確保が必要であることから、公営住宅への優先入居や民間住宅の情報提供などの支援のほか、就業情報の提供や能力開発などの積極的な就業支援に取り組んでいきます。
・配偶者等からの暴力による心的外傷から回復するには、長い期間を要することから、関係機関と連携した継続的な心のケアを行っていきます。
・被害者が地域において安定的な生活を送れるよう、きめ細かな中長期的な自立支援を実施します。

施策目標　１　住居の確保に向けた支援

①現状と課題

【現状】
・一時保護に引き続いて保護を要する者については、婦人保護施設への入所を決定し支援を行っているほか、県営住宅、市営住宅、民間賃貸住宅等の情報提供を行っています。
・県営住宅への入居については、一定の要件はありますが、入居予定者選定の特例措置や敷金の減免などの優遇措置を講じています。
・市町村営住宅や母子生活支援施設への入居について、市町村に協力を依頼しています。

【課題】
・被害者が地域で自立するためには、安心して生活できる住居の確保が必要です。

②今後の主な方策

被害者の住居に関する支援

事業名	事業内容	担当所属
県営住宅入居に関する支援	県営住宅入居の際に、優遇措置を講じます。 ・入居予定者選定の特例（特例優遇）措置 抽選の当選確率を一般世帯に比べ高く（２倍）する。 ・単身入居申込みが可能 ・連帯保証人の免除（特別な事情があるもの） ・家賃及び敷金の減免と徴収猶予（１年を超えない範囲）	住宅政策課
民間住宅の情報提供	被害者の意向に沿って、公営及び民間賃貸住宅等の情報を収集・提供します。	女性相談所
母子生活支援施設の利用支援	市町村や（保健）福祉事務所、女性相談所と連携し、母子生活支援施設への利用を支援します。また、必要に応じて、生活が安定するまでの間、家庭訪問や来所相談を行います。	児童相談所 （児童福祉課） 保健福祉事務所

市町村への依頼

事業名	事業内容	担当所属
市町村への依頼	公営住宅を設置している市町村に対し、公営住宅の優遇措置の実施及び被害者への周知を依頼します。	住宅政策課

施策目標　２　就業・福祉に関する支援

①現状と課題

【現状】
・公共職業安定所（ハローワーク）と連携しながら、被害者に対して就業情報を提供し支援しています。
・市町村や福祉事務所等と連携し、福祉制度等の利用について支援を行っています。

【課題】
・被害者が地域で安定して生活するためには、経済的な自立が重要であり、就業情報の提供に加えて、職業訓練や給付金などの制度を活用した就業支援が必要です。
・生活費、医療費などの経済的な支援制度については、周知や利用が進んでいない制度もあるので、制度を積極的に利用し支援を促進していく必要があります。

②今後の主な方策

関係機関の連携による被害者に対する就業支援の充実　重点

事業名	事業内容	担当所属
女性の再就職支援（ジョブカフェ・マザーズ）	ジョブカフェ・マザーズにおいて、ニーズに即した求人開拓、職業紹介、保育情報・生活支援情報の提供、カウンセリング、セミナー等の支援を行います。	労働政策課
高等職業訓練促進給付金等事業	看護師・介護福祉士・保育士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合、修行している期間、給付金を支給します。（町村部のみ、市は各市にて実施）。	児童福祉課
民間支援団体との連携による就労支援	ＤＶ被害者等地域定着支援事業を民間支援団体に委託し、被害者の早期の社会復帰のため、就業支援します。	人権男女･多文化共生課
関係機関との連携による被害者に対する就業支援の強化	ハローワークやジョブカフェぐんま、母子寡婦福祉協議会、シニア就業支援センター、福祉マンパワーセンター等との連携強化に取り組みます。	女性相談所

母子家庭等就業・自立支援センター等の活用

事業名	事業内容	担当所属
離職者等再就職訓練事業（母子家庭の母等の優先入校枠）	児童扶養手当又は生活保護費を受給している求職者に対して、民間教育訓練機関等を活用し、知識・技能習得のための職業訓練を実施します。	産業人材育成課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業相談や就業支援講習会、養育費相談など総合的に提供し自立を支援します。	児童福祉課
母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、児童扶養手当受給者の職業適性診断や自立支援計画書の策定を行い、就業による自立を支援します。	児童福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	介護職員初任者研修や医療事務講座等の職業能力開発及び資格取得のための教育訓練受講に係る費用の一部を支給します（町村のみ、市は各市にて実施）。	児童福祉課

経済的な支援に関する制度の利用

事業名	事業内容	担当所属
子育てに関する経済的支援（児童手当受給）	児童手当を受給する際、市町村間で被害者の新住所地等の情報が漏れないよう、支給の手続きを行います。	子育て・青少年課
子育てに関する経済的支援（児童扶養手当受給）	町村部で受理した児童扶養手当の申請については、県が審査のうえ手続きを行います（市は各市にて実施）。	児童福祉課
貸付金等（生活福祉資金貸付制度）	社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸し付けを行います。	健康福祉課
貸付金等（母子父子寡婦福祉資金の貸付）	事業開始資金や修学支度金などの資金を無利子または低利で貸し付けします（中核市は各市にて実施）。	保健福祉事務所（児童福祉課）
ひとり親家庭子育て支援	一時的に子育てが困難な時などに、ファミリー・サポートセンター等を利用する際に利用料の一部を補助します。	児童福祉課
母子家庭等医療費補助	必要とする医療を安心して受けられるよう保険医療費の一部負担金を、県と市町村で負担します（市町村によっては所得制限なし）。	国保援護課

国民健康保険・年金等に関する取扱いの周知

事業名	事業内容	担当所属
国民健康保険への加入	新たな生活地における国民健康保険加入について被害者に情報提供します。	女性相談所
国民年金情報の取り扱い	国民年金原簿等に記載された情報の秘密保持に配慮した取扱いが行われることを被害者に情報提供します。	女性相談所

保健福祉事務所等による支援

事業名	事業内容	担当所属
被害者への相談支援、生活保護制度の活用	生活保護相談により受給が適当であれば速やかに、保護の実施・保護費の支給・住居の確保の支援等を行います。また、必要に応じて、県内外の母子生活支援施設等への入所調整を行います。	保健福祉事務所（健康福祉課）

施策目標　３　法的手続等に関する支援

①現状と課題

【現状】
・法律面での支援が必要な被害者に対して、弁護士による法律相談や法律扶助制度の紹介などを実施しています。
・住民票の写しの交付制限等の被害者保護措置について、市町村担当窓口へ周知し、被害者の安全に努めています。

【課題】
・保護命令の申立てや離婚手続きなどの法的支援について、今後も、関係機関と連携して、周知や迅速な支援に努めていく必要があります。

②今後の主な方策

法律相談等の実施

事業名	事業内容	担当所属
弁護士による法律相談の実施	保護命令の申立てや離婚手続きについて、被害者からの相談に対し、弁護士による法律相談を行います。	女性相談所

家事調停委員への理解促進

事業名	事業内容	担当所属
家事調停委員への啓発	リーフレット等を配布するなどにより、家事調停委員へＤＶ被害者の置かれた立場の理解を促進します。	人権男女・多文化共生課

法律扶助制度等の周知

事業名	事業内容	担当所属
法的援助制度の情報提供	日本司法支援センター（法テラス）等の司法手続き支援制度について情報提供するなどして、早期の問題解決に寄与します。	人権男女・多文化共生課 女性相談所

市町村住民基本台帳担当窓口への周知

事業名	事業内容	担当所属
市町村住民基本台帳担当窓口への被害者保護措置に関する制度周知、運用助言	住民票の写しの交付制限等の被害者保護措置について、市町村担当窓口へ制度の周知や運用上の助言を行います。	市町村課

施策目標　４　被害者の心のケア

①現状と課題

【現状】
・女性相談所では、被害者に対して精神科医や心理療法士等によるカウンセリングを実施しています。
・より専門的なケアが必要な場合には、こころの健康センター等と連携して対応しています。

【課題】
・配偶者等からの暴力は長期にわたり心身に影響を及ぼすことがあるため、被害者それぞれの状況に合わせた中長期的なケアが求められています。

②今後の主な方策

専門家による中長期的支援　重点

事業名	事業内容	担当所属
精神科医等によるカウンセリング	精神科医や心理療法士等によるカウンセリングを実施し、必要に応じて、こころの健康センター等と連携し中長期的な支援を実施します。	女性相談所
精神保健福祉相談	こころの健康センターや保健福祉事務所において、医師や保健師等による精神保健福祉相談を実施します。 （中核市については、各市で相談を実施）	こころの健康センター （障害政策課） 保健福祉事務所

自助グループの運営

事業名	事業内容	担当所属
民間団体への委託による自助グループの運営	ＤＶ被害者等地域定着支援事業を民間団体へ委託し、自助グループを運営します。	人権男女・多文化共生課

施策目標　５　被害者等の安全の確保

①現状と課題

【現状】
・女性相談所と警察で情報を共有して、被害者等の安全確保に取り組んでいます。
・警察では、被害者に対して、１１０番通信指令端末への登録や保護対策用機材の貸出し、パトロールなどを行うほか、被害者の危険性に応じ、加害者に対して指導や警告等を実施しています。

【課題】
・保護施設等を退所した後も、警察を中心として関係機関が連携して、引き続き、被害者や親族等の安全確保に努めていく必要があります。

②今後の主な方策

保護施設等退所後の安全確保

事業名	事業内容	担当所属
警察による被害者及び親族等の安全確保	関係機関と緊密な連携及び情報共有を図り、被害者及び親族等の安全を確保するとともに、再度、危害を受けるおそれがある場合は、保護対策用資機材の貸出をするなど、被害防止を図ります。	(警)広報広聴課 (警)子ども・女性安全対策課
加害者への指導、警告等	被害者の意思を踏まえて、加害者への指導・警告を実施します。	(警)子ども・女性安全対策課
保護施設退所後の安全対策	保護施設退所時の安全指導を徹底するとともに、警察への情報提供等により、被害者の退所後の安全確保対策を図ります。	女性相談所

教育機関・保育所への協力依頼

事業名	事業内容	担当所属
就学・入所手続き、個人情報の適切な管理等への協力依頼	接近禁止命令が出された場合の対応、個人情報の適切な管理等について、資料の配布や研修等により、幼稚園、保育園、小・中・高校、専修学校等及び市町村教育委員会に依頼します。	学事法制課 児童福祉課 (教)義務教育課 (教)高校教育課

施策目標　６　被害者の子どもに対する支援

①現状と課題

【現状】
・児童相談所では、一時保護所等退所後の被害者の子どもに対して、必要に応じて訪問等により継続した支援を行っています。
【課題】
・ＤＶを身近に見てきた子どもは、心に傷を受け長期にわたり影響が残ることから、一時保護所等を退所した後も、継続的な心のケアが必要です。
・より専門的なケアが必要とされる場合には、児童相談所等の専門機関による対応や、保育所や学校等での配慮が必要です。

②今後の主な方策

児童相談所との連携

事業名	事業内容	担当所属
児童相談所による支援	一時保護所や保護施設退所後も、必要に応じて児童福祉司による定期訪問等の支援を行います。また、２４時間電話相談ができる「こどもホットライン２４」を案内します。	児童相談所 （児童福祉課）

教育機関・保育所への協力依頼

事業名	事業内容	担当所属
被害者の子どもの就学等に関わる適切な対応の依頼	被害者の子どもの就学に関わる適切な対応について、市町村教育委員会及び学校に対して依頼します。	学事法制課 (教)義務教育課 (教)高校教育課
被害者の子どもの保育等に関わる適切な対応の依頼	被害者の子どもの保育に関わる適切な対応について、市町村に対して依頼します。	子育て・青少年課

子どもの心のケア　重点

事業名	事業内容	担当所属
子どもの心のケア	一時保護所退所後も、子どもの状況把握や児童心理司の面接等による心のケアを実施します。また、学校配置のスクールカウンセラーとも連携を図り対応します。	児童相談所 （児童福祉課）
	家庭内にＤＶがある場合は、学校の教育相談体制のもと、スクールカウンセラーを有効に活用します。	(教)義務教育課 (教)高校教育課
精神保健福祉相談	こころの健康センターや保健福祉事務所において、医師や保健師等による精神保健福祉相談を実施します。 （中核市については、各市で相談を実施）	こころの健康センター （障害政策課） 保健福祉事務所

施策目標　7　民間団体と連携した自立支援の推進

①現状と課題

【現状】
・民間団体では、ステップハウスを設置し被害者の自立に向け継続的な支援を行っています。

【課題】
・被害者の状況に応じたきめ細かな中長期的支援を行っていくためには、民間団体との連携強化が必要です。

②今後の主な方策

ステップハウス等の設置促進　重点

事業名	事業内容	担当所属
民間団体のステップハウス運営等支援	民間団体が設置するステップハウスの活動支援について検討します。	人権男女・多文化共生課

継続的な相談サポート体制の検討

事業名	事業内容	担当所属
継続的な相談・サポート体制の検討	民間団体と連携して、被害者が地域で安定した生活を送るため、継続的に相談・サポートを行う体制について検討します。	人権男女・多文化共生課

基本目標 Ⅴ　被害者支援ネットワークの構築

・ＤＶ被害者支援では、配偶者等からの暴力に関する相談、保護、自立支援などのあらゆる場面で、多様な関係機関が関わっており、それぞれの役割に応じて緊密な連携を図り、切れ目のない支援を実施していきます。
・関係機関との連携と併せて、民間団体や地域住民との連携を強化し「暴力のない社会の実現」を目指します。

施策目標　１　役割分担の明確化

①現状と課題

【現状】
・ＤＶ被害者対応については、県民への意識啓発から被害者の自立まで、様々な段階に応じて県、市町村、民間団体等が様々な支援を行っています。
【課題】
・県、市町村、民間団体がその役割に応じ、被害者の状況に対応した適切な支援を行っていく必要があります。

②今後の主な方策

県と市町村の役割分担

事業名	事業内容	担当所属
県と市町村の役割分担	県や警察では、困難事例への対応や２４時間対応など専門性の高い対応を行うとともに、市町村の取組を支援します。 市町村や県保健福祉事務所は、地域の住民に身近な窓口として相談や支援に対応します。	人権男女・多文化共生課 女性相談所 保健福祉事務所 県警本部、各警察署

民間団体との役割分担

事業名	事業内容	担当所属
民間団体の役割	民間団体では、被害者一人ひとりに寄り添い柔軟できめ細かな支援を行っています。 県は、民間団体との連携を強化し、その活動を支援していきます。	人権男女・多文化共生課

施策目標　２　推進体制の整備

①現状と課題

【現状】

・県では、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークを設置し、関係機関の連携のもと、被害者支援に取り組んでいます。

【課題】

・女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークを充実させ、関係機関・団体の役割に応じた被害者支援ができるよう、県におけるＤＶ対策の推進体制を整備していく必要があります。

②今後の主な方策

女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの充実と活用　重点

事業名	事業内容	担当所属
女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの充実と活用	必要に応じて、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークの構成機関を充実するとともに、ネットワークを活用した情報交換や諸課題の検討を行います。	人権男女･多文化共生課

県要保護児童対策地域協議会との連携

事業名	事業内容	担当所属
県要保護児童対策地域協議会との連携	県要保護児童対策地域協議会に対してＤＶに関する情報提供等を行い、ＤＶ被害者支援の連携を図ります。	人権男女･多文化共生課

施策目標　３　市町村推進体制の整備

①現状と課題

【現状】

・ＤＶ対策や被害者支援の施策を男女共同参画基本計画や総合計画の中に盛り込んでいる市町村は平成２９年度末時点で１３市町村となっています。

・前橋市、高崎市、安中市、館林市においては、婦人相談員を設置し、その他の市町村においても相談窓口を設置し相談対応しています。

【課題】

・ＤＶ対策を総合的・計画的に推進するためには、市町村ＤＶ基本計画の策定が必要です。

・地域における円滑な被害者支援ができるよう、市町村が中心となった地域の支援機関ネットワークの整備と要保護児童対策地域協議会等との連携を促進していく必要があります。

②今後の主な方策

市町村基本計画の策定・推進　重点

事業名	事業内容	担当所属
市町村に対する基本計画の策定促進	市町村に対してＤＶ基本計画の策定を働きかけるとともに、助言や支援を行います。	人権男女･多文化共生課

市町村における支援機関ネットワークの整備　重点

事業名	事業内容	担当所属
市町村ネットワークの設置促進	市町村を中心とした地域の支援機関ネットワークの設置に向けて助言や支援を行います。	人権男女･多文化共生課

要保護児童対策地域協議会との連携

事業名	事業内容	担当所属
要保護児童対策地域協議会との連携	子どものいるＤＶ家庭について、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と連携して、子どものいる被害者家庭に対する支援の実施状況等を把握します。	児童相談所 （児童福祉課） 女性相談所

施策目標　４　民間団体との連携・協働

①現状と課題

【現状】
・県では、女性に対する暴力被害者支援機関ネットワークを通じて、民間団体との連携を図っています。
【課題】
・今後も民間団体との情報共有や人材育成を図り、連携・協働体制の強化に取り組んでいく必要があります。

②今後の主な方策

民間団体への情報提供と研修

事業名	事業内容	担当所属
民間団体への研修・意見交換等による人材育成	民間団体に対して実務講座への参加を呼びかけるほか、県相談員による助言や意見交換を行います。	女性相談所
被害者支援に携わる人材の養成研修	民間団体のノウハウを活用し、被害者支援に携わる人材の養成研修を実施します。	人権男女･多文化共生課
民間団体への情報提供	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク等を活用して情報提供を行います。	人権男女･多文化共生課

施策目標　５　地域住民との連携・協働

①現状と課題

【現状】
・ＤＶに関するアンケート調査によれば、ＤＶ被害にあっても、５０．７％の人がどこにも相談できていません。
【課題】
・被害者を早期に発見し支援に繋げるためには、地域住民との連携が不可欠です。

②今後の主な方策

地域見守り体制

事業名	事業内容	担当所属
民生委員・児童委員に対するＤＶ相談窓口の周知	民生委員・児童委員に対してＤＶ相談窓口等の周知を行い、地域住民への情報提供ができるようにします。	健康福祉課
地域住民に対する情報提供	地域で日常的な見守り支援ができるよう、自治会役員等を通じ、制度や相談窓口の情報を提供します。	人権男女・多文化共生課
家庭教育支援チームの結成及び活動の支援	問題を抱えている家庭への寄り添い支援や、孤立しがちな保護者へのつながり支援などを地域で行う　「家庭教育支援チーム」の結成及び活動を支援するため、人材養成等の研修を実施します。	(教)生涯学習課

施策目標　６　広域連携体制の整備

①現状と課題

【現状】
・加害者の追及が激しい場合には、都道府県の枠を超えた保護を実施しています。
【課題】
・都道府県や市町村を超えた、被害者支援の広域連携を推進していく必要があります。

②今後の主な方策

都道府県・市町村間のネットワークづくりの検討

事業名	事業内容	担当所属
他県及び県内市町村とのネットワークづくりの推進	他県や県内市町村との協力関係を強化し、広域連携の環境整備を推進していきます。	人権男女・多文化共生課女性相談所

〈附属資料〉

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）・・・ ５３
群馬県男女共同参画推進条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５６
ＤＶ対策に関する国・県の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５８
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要（チャート）・・・・・・・・ ６０
「配偶者等からの暴力」に関する相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６１

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）

最終改正：平成二十五年 法律第七十二号

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、

就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）
第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）
第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）
第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）
第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）
第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）
第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）
第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げ

る事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定

を準用する。

（最高裁判所規則）
第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）
第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）
第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）
第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）
第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）
第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）
第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）
第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共　にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体　に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者か　ら引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者につ　いて準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあ　るのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替える　ほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表　の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は元配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則〔抄〕

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当

該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）
第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）
第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成25年12月26日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

１　基本的な考え方
配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

２　我が国の現状
平成13年４月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年５月、平成19年７月の法改正を経て、平成25年６月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年１月３日に施行された。

３　基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画
（１）基本方針
基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。
（２）都道府県基本計画及び市町村基本計画
基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

１　配偶者暴力相談支援センター
都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

２　婦人相談員
婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

３　配偶者からの暴力の発見者による通報等
（１）通報
都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

（２）通報等への対応
支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等
（１）配偶者暴力相談支援センター
電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。
（２）警察
被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。
（３）人権擁護機関
支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。
（４）民間団体との連携
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等
（１）被害者に対する援助
婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。
（２）子どもに対する援助
児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。
（３）医療機関との連携
支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等
（１）緊急時における安全の確保
婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。
（２）一時保護
一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。
（３）婦人保護施設等
婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。
（４）広域的な対応
都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援
（１）関係機関等との連絡調整等
支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。
（２）被害者等に係る情報の保護
支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。
（３）生活の支援
福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。
（４）就業の支援
公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。
（５）住宅の確保
公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。
（６）医療保険
婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申

し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

（７）年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

（８）子どもの就学･保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

（９）その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

（１）保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

（２）保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

（１）連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

（２）関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

（３）関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

（４）広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

（１）職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

（２）職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

（１）啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

（２）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

（１）調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

（２）人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通

じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第３ その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

１ 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２ 基本計画の策定・見直しに係る指針

（１）基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

（２）基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

群馬県男女共同参画推進条例

（平成十六年三月二十四日条例第二十三号）

目　次

第一章　総則（第一条～第七条）
第二章　基本的施策（第八条～第十条）
第三章　男女共同参画の促進（第十一条～第十六条）
第四章　性別による差別的取扱いの禁止等（第十七条～第十九条）
第五章　群馬県男女共同参画推進委員会（第二十条～第二十二条）
附　則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（基本理念）

第三条　男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

３　男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

４　男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

５　男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第五条　県民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）
第六条　事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

（年次報告の公表）
第七条　知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第二章　基本的施策

（男女共同参画基本計画）
第八条　知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。
２　前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（学習の機会の提供）
第九条　県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

（施策に対する意見の申出）
第十条　県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県に意見を申し出ることができるものとする。
２　県は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、群馬県男女共同参画推進委員会に意見を聴くものとする。

第三章　男女共同参画の促進

（附属機関等における委員等の構成）
第十一条　県は、附属機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合は、構成員の男女の数について、できる限り均衡を図るよう努めるものとする。

（県民等との協働）
第十二条　県は、男女共同参画を推進するため、市町村、県民及び事業者との協働に努めるとともに、市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域・職場等における環境の整備）
第十三条　県は、男女が、その属する地域、職場その他の分野において、その個性と能力を十分に発揮し、対等な構成員として方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるために必要な環境を整備するよう努めるものとする。

（子育て環境の整備）
第十四条　県は、男女共同参画を推進するため、男女が、相互の協力と地域及び職場の支援の下に、安心して子どもを生み、育てられるよう、必要な環境を整備するよう努めるものとする。

（男女共同参画推進員の設置等）
第十五条　事業者は、事業活動における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う者（以下「男女共同参画推進員」という。）を置くよう努めるものとする。
２　県は、男女共同参画推進員の活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

（報告）
第十六条　県は、事業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、男女共同参画の推進の状況について、報告を求めることができる。

第四章　性別による差別的取扱いの禁止等

（性別による権利侵害の禁止）
第十七条　何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
２　何人も、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。
３　何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。）を行ってはならない。

（相談体制の整備）
第十八条　県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された者に対して適切に対応するため、必要な相談体制を整備するよう努めるものとする。

（被害者の支援等）
第十九条　県は、異性に対する暴力的行為を受けた者に対し、必要な助言、自立のための支援、施設への一時的な入所等による保護その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章　群馬県男女共同参画推進委員会

（設置）
第二十条　基本計画その他男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、群馬県男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織等）
第二十一条　委員会は、委員十五人以内で組織する。
２　委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。
３　前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、第一項に規定する委員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（運営事項の委任）
第二十二条　この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）
２　この条例の施行の際、現に定められている基本計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

ＤＶ対策に関する国・県の動き

年度	国	群　　馬　　県
平成６年度 (1994)		・県民生活課に女性政策室設置
平成12年度 (2000)		・「ぐんま男女共同参画プラン」策定
平成13年度 (2001)	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）公布・施行 ・保護命令制度や配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の業務開始	・女性政策室を男女共同参画室に改称 ・女性に対する暴力実態調査実施
平成14年度 (2002)		・人権男女共同参画課設置
平成15年度 (2003)		・群馬県女性会館内に「女性相談支援室」を設置
平成16年度 (2004)	○ ＤＶ防止法改正・施行 ・配偶者からの暴力の定義の拡大 ・保護命令制度の拡充	・群馬県男女共同参画推進条例制定 ・女性相談支援室と女性相談所の両相談部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に開設 ・群馬県男女共同参画推進委員会設置
平成17年度 (2005)		・「群馬県男女共同参画基本計画（第２次）」策定 ○「ぐんまＤＶ対策基本計画」策定
平成19年度 (2007)	○ ＤＶ防止法改正（施行は平成２０年１月） ・保護命令制度の拡充 ・市町村に対する基本計画策定(努力義務) ・市町村への配偶者暴力相談支援センター設置（努力義務）	
平成20年度 (2008)		○「ぐんまＤＶ対策基本計画(第２次)」策定
平成21年度 (2009)		・女性相談センター、ぐんま男女共同参画センターに移転
平成22年度 (2010)		・「群馬県男女共同参画基本計画（第３次）」策定
平成23年度 (2011)		・男女間の暴力に関する実態調査実施 ・女性相談センター移転
平成25年度 (2013)	○ ＤＶ防止法改正（施行は平成２６年１月） ・適用対象の拡大	○「ぐんまＤＶ対策推進計画(第３次)」　策定

年度	国	群　　馬　　県
平成26年度 (2014)		・男性ＤＶ被害者相談電話設置
平成27年度 (2015)		・人権男女・多文化共生課に課名変更 ・「群馬県男女共同参画基本計画（第４次）」策定
平成28年度 (2016)		○「ぐんまＤＶ対策推進計画（第３次）」 中間年評価実施　目標値の見直し
平成29年度 (2017)		・ＤＶに関するアンケート調査実施
平成30年度 (2018)		○「第４次ぐんまＤＶ対策推進計画」策定

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要（チャート）

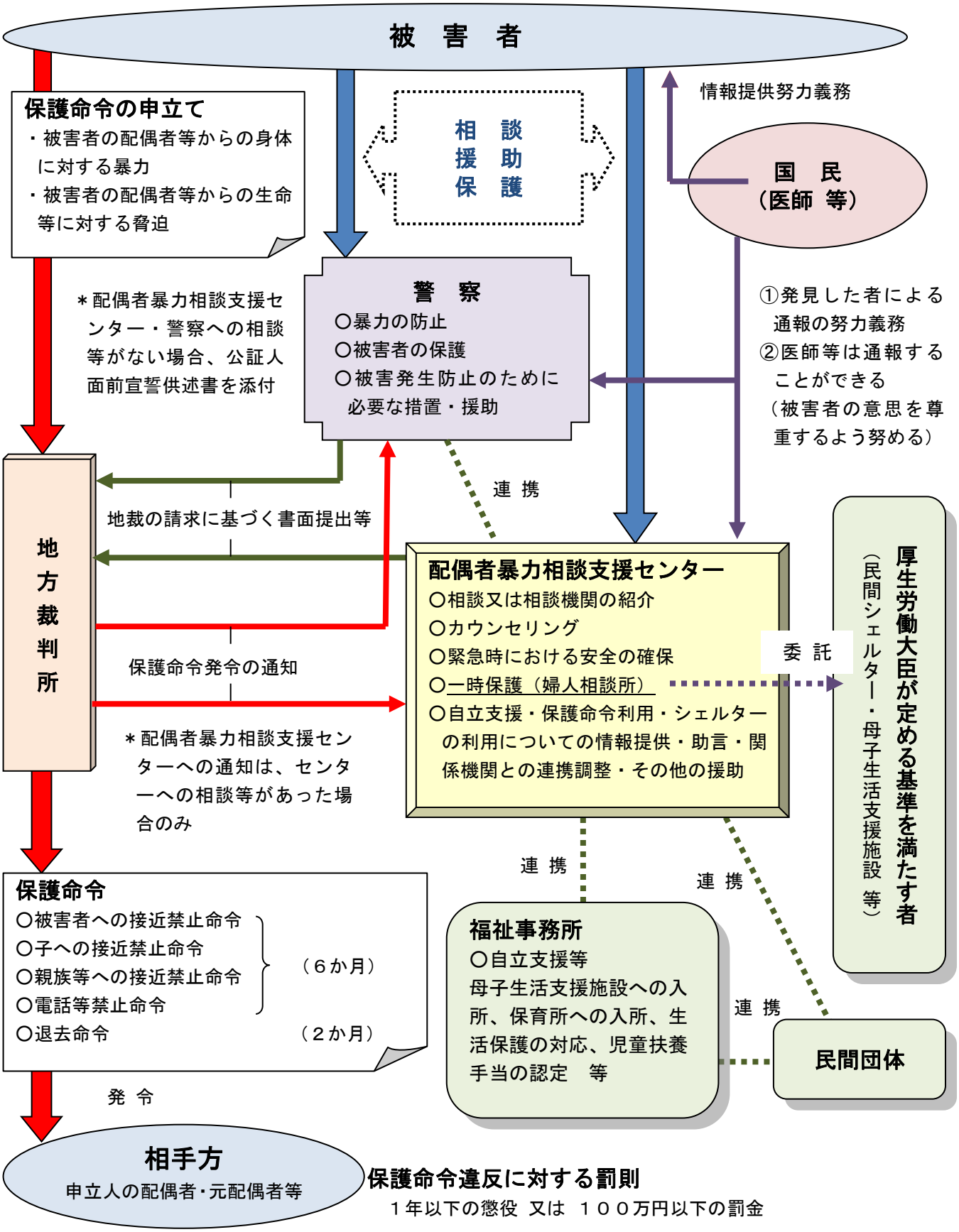

「配偶者等からの暴力」に関する相談窓口

群馬県女性相談センター
（配偶者暴力相談支援センター）
◆電話番号　０２７－２６１－４４６６
◆相談受付時間
月～金曜日：９時～２０時　　土・日・祝日：１３時～１７時（年末年始を除く）
ＤＶ法律電話相談（ＤＶ法律電話相談は事前申し込みが必要です。）
水曜日：１３時～１４時３０分

群馬県女性相談センター以外の相談実施機関

相談実施機関		電話番号	相談受付時間
群馬県警察本部	警察安全相談 （警察本部の総合相談窓口）	027-224-8080 #9110〔短縮ダイヤル〕	24 時間
	犯罪被害者相談	027-221-7777	月～金　8:30～17:15
	性犯罪被害相談電話 （女性相談者専用電話）	027-224-4356 #8103〔短縮ダイヤル〕	24 時間（平日 8:30～17:15 は原則、女性が対応。ただし、土日、祝日及び夜間は当直員が対応）
	ストーカー・配偶者暴力対策係 （ストーカー相談、ＤＶ相談）	027-243-0110〔代表〕	月～金　8:30～17:15
前橋市ＤＶ電話相談		027-898-6524	月～金　9:00～17:00
高崎市ＤＶ電話相談		027-310-0256	月～金　9:00～17:00
館林市福祉事務所（こども福祉課）		0276-72-4111〔代表〕	月～金　9:00～16:00
安中市ＤＶ電話相談		027-329-6646	月・火・木・金 9:00～16:00
長野原町配偶者暴力相談支援センター		0279-82-2422	月～金　9:00～17:00
大泉町配偶者暴力相談支援センター		0276-20-3988	月～金　9:00～17:00
法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル		0570-079714	月～金　9:00～21:00 土　9:00～17:00
法テラス群馬 （ＤＶ等被害者相談）		0503383-5399	月～金　9:00～17:00
男性ＤＶ被害者相談電話		027-263-0459	毎月第２・４水曜日 14:30～16:00
性暴力	群馬県性暴力被害者サポートセンターＳａｖｅぐんま	027-329-6125	月～金　9:00～16:00

第４次ぐんまＤＶ対策推進計画

平成３１年３月

群馬県生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課
〒371-8570　前橋市大手町一丁目１番１号
電話：027-226-2902
ＵＲＬ：http://www.pref.gunma.jp/